

県外の医療機関での予防接種の受け方について

①ご希望の医療機関に、予防接種が可能か確認してください。



愛知県刈谷市民ですが、〇〇県△△市に、
(例：里帰りしている)ので、予防接種をしてもらえますか？

刈谷市からの依頼書があります。

◎医療機関より、次のように聞かれた場合はお答えください。

Q：予診票（問診票）は何を使いますか？

刈谷市から発行されているものを持っていきます。

Q：接種費用はどうなりますか？

接種当日に払いますので、領収書をください。



②『指定外機関予防接種申出書』に記入し、保健センターへ返送してください。

申出書には、予防接種が可能と確認した医療機関名を記入してください。

また、今までにひとつでも予防接種をしたことがある場合は、母子健康手帳の『予防接種の記録』の全てのページのコピーを添付してください。

③保健センターより、滞在先のご住所へ『依頼書』をお送りします。

※申出書受領後、依頼書発行までに1週間ほどかかります。余裕をもって申請してください。
(医療機関を変更する場合は、保健センターへご連絡ください。)

④接種当日、『依頼書』を医療機関に提出してください。

接種の際は、刈谷市の予診票、母子健康手帳、接種費用をお持ちください。

※任意予防接種の予診票は、医療機関のものを使用します。

⑤接種後、接種費用を支払い、予診票と領収書を受け取ってください。

受けた予防接種のそれぞれのワクチン代が分かるよう、領収書に記載してもらるか、明細書をもらってください。

⑥『指定外機関予防接種費用支給申請書』、使用した予診票、領収書を保健センターへ提出してください。

費用の申請は、接種した年度末（3月31日）まで（必着）にお願いします。

※期日までに間に合わない場合は、ご連絡ください。

⑦申請受付約1か月後に、指定の口座へ接種費用を振り込みます。

支給できる金額には上限があります。

ご不明な点は、刈谷市保健センター（電話 0566-23-8877）へお問い合わせください。